

地域産木材活用促進事業補助金交付要綱

制定 令和3年6月24日

改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産木材の活用促進による地域の森林と暮らしの循環的な繋がり形成を目的として、住宅等の新築又は既存住宅等の増改築に地域産木材を使用する者に対し交付する地域産木材活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等の新築 萩市内における住宅、店舗、事務所等のための新たな建物の建築工事及び外構工事をいう。
- (2) 既存住宅等の増改築 萩市内における既存の住宅、店舗、事務所等の建物の修繕、補修、拡張のための建築工事、外構工事、その他市長が認める建築工事をいう。
- (3) 地域産木材 萩市内で伐採された木材で、伐採又は製材した事業者等により産地及び数量が証明された木材をいう。

(補助対象者及び補助金の交付額)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）及び補助金の交付額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付を行う事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する住宅等の新築又は既存住宅等の増改築における地域産木材の資材の購入及び使用とする。

- (1) 住宅等の新築又は既存住宅等の増改築において地域産木材の資材を1 m³以上使用するものであること。

(2) 次条の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年度の3月15日までに地域産木材の資材の施工を完了するものであること。

（交付の申請及び交付決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は補助対象事業の着手前に、交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業の見積書の写し（地域産木材の資材について詳細な数量及び経費が明記され、施工業者の記名があるもの）
- (2) 施工箇所の位置図
- (3) 補助対象事業の着手前の現場写真（住宅等の新築の場合は、敷地の全景を撮影したものとし、既存住宅等の増改築の場合は、住宅等の全景及び施工箇所を撮影したもの）
- (4) 施工業者の登記簿の写し
- (5) 個人情報の提供に係る承諾書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は前項の申請があったときは、申請書類の審査を行い、適当と認める場合にあっては補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。また、適当と認められない場合にあっては、不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 補助金の交付は、補助対象事業を実施する年度の予算の範囲内において行うものとする。

（事業の内容の変更及び変更交付決定）

第7条 申請者は、第5条の交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（別記第4号様式）に、次に掲げる書類のうち必要なものを添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象事業の見積書の写し（萩市産木材の資材について詳細な数量及び

経費が明記され、変更内容の分かるもの)

(2) 補助対象事業の図面の写し (変更内容の分かるもの)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請書類の内容を審査し、第5条の規定により通知した交付決定額を変更する必要があると認めるときは、変更交付決定通知書 (別記第2号様式) により、申請者に通知するものとする。

3 交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更する場合は、前項の規定による補助金の変更交付決定の前に着手してはならない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 前条第1項ただし書の市長が定める軽微な変更は、別表に掲げる重要な変更以外の変更とする。

(事業の中止)

第9条 申請者は、第5条の交付決定を受けた後、補助対象事業を中止しようとするときは、事業中止届 (別記第5号様式) を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第10条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に、完了報告書 (別記第6号様式) に次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事の契約書の写し

(2) 地域産木材の資材を納入したことの分かる書類

(3) 事業完了時の現場写真 (住宅等の全景、施工箇所を撮影したもの)

(4) 地域産木材の産地及び数量を証明する書類 (別記第7号様式) 並びに施工前後の資材の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第11条 市長は、前条の完了報告書の提出があったときは、提出書類の内容

を審査し適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、確定通知書（別記第8号様式）により申請者に通知する。

（補助金の交付）

第12条 前条の確定通知を受けた申請者は、交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の交付請求書の提出があったときは、当該請求に係る補助金を申請者に交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 申請書及び提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) その他市長が補助金の交付を不適切と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対し、取消通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項の取消しに係る補助金が既に申請者に交付されているときは、申請者に対し、返還命令書により、補助金の返還を命じるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

補助対象者	補助対象経費・要件	補助金額
次のいずれにも該当する住宅等の所有者（施主） ・ 萩市内に住所を有する者又は事業の交付決定後1年以内に萩市内に居住する予定の者であること ・ 補助対象経費について他の萩市の補助金の交付を受けていないこと ・ 市税等の滞納がないこと	次のいずれにも該当する場合の地域産木材の資材の購入に係る経費 ・ 萩市内に本店又は営業所（契約締結権を持つ事業所）を置く施工業者による萩市内の住宅等の新築又は既存住宅等の増改築に係るもの ・ 地域産木材を1 m³以上使用するもの ・ 見えがかりに地域産木材が使用されているもの（見えがかり以外の部材に使用される資材についても補助対象に含む。）	5 0 千円／m ³ （上限1, 0 0 0 千円／棟） ※ 1 m ³ 未満を切り捨てた数量とする

重要な変更	次のいずれかに該当するもの ・ 交付決定額の増額 ・ 施工場所の変更
-------	---

別記第 1 号様式（第 5 条関係）

年度 地域産木材活用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

萩市長 あて

申請者 住所
氏名

年度において、地域産木材活用促進事業を実施したいので、補助金 円
を交付されるよう、地域産木材活用促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定によ
り申請します。

添付書類

- (1) 補助対象事業の見積書の写し（地域産木材の資材について詳細な数量及び
経費が明記され、施工業者の記名があるもの）
- (2) 施工場所の位置図
- (3) 補助対象事業の着手前の現場写真（住宅等の新築の場合は、敷地の全景を
撮影したものとし、既存住宅等の増改築の場合は、住宅等の全景及び工事
箇所を撮影したもの）
- (4) 施工業者の登記簿の写し
- (5) 個人情報の提供に係る承諾書
- (6) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条、第7条関係）

年度 地域産木材活用促進事業（変更）補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

萩市長

年 月 日付けで申請のあった地域産木材活用促進事業について下記のとおり補助金の（変更）交付を決定したので通知します。

記

補助金（変更）交付決定額

金 円

第3号様式（第5条関係）

年度 地域産木材活用促進事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

萩市長

年 月 日付けで申請のあった地域産木材活用促進事業について下記のとおり補助金の不交付を決定したので通知します。

記

不交付とする理由：

第4号様式（第7条関係）

年度 地域産木材活用促進事業変更承認書

年 月 日

萩市長 あて

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号において交付決定の通知のあった地域産木材活用促進事業について、下記の通り事業内容を変更したいので、地域産木材活用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

添付書類

- (1) 補助対象事業の見積書の写し（詳細な数量が明記され、変更内容が分かるもの）
- (2) 補助対象事業の図面の写し（詳細な数量が明記され、変更内容が分かるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 5 号様式（第 9 条関係）

年度 地域産木材活用促進事業中止届

年 月 日

萩市長 あて

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号において交付決定の通知のあった地域産木材活用促進事業について、下記の通り事業を中止したいので、地域産木材活用促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

1. 中止の理由

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

年度 地域産木材活用促進事業完了報告書

年 月 日

萩市長 あて

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定（及び 年 月
日付け 第 号で変更交付決定）の通知のあった地域産木材活用促進事
業を完了したので、地域産木材活用促進事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定に
より報告します。

添付書類

- (1) 工事の契約書の写し
- (2) 地域産木材の資材を納入したことの分かる書類
- (3) 事業完了時の現場写真（住宅等の全景、施工箇所を撮影したもの）
- (4) 地域産木材の産地及び数量を証明する書類並びに施工前後の資材の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

地域産木材証明書

年 月 日

様

住所
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定（及び 年 月
日付け 第 号で変更交付決定）の通知のあった地域産木材活用促進事
業にて使用される木材は萩市内で生産（伐採・搬出又は製材）されたものであ
り、その数量は下記の通り相違ないことを証明します。

記

樹種	数量
スギ	m ³
ヒノキ	m ³
マツ	m ³
合計	m ³

※数量は製品材積を記載すること。

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

年度 地域産木材活用促進事業補助金額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

萩市長

年 月 日付けで完了報告のあった地域産木材活用促進事業について下記のとおり補助金の額の確定をしたので通知します。

記

補助金額

金

円

第 9 号様式（第 1 2 条関係）

年度 地域産木材活用促進事業補助金交付請求書

年 月 日

萩市長 あて

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった地域産木材活用
促進事業補助金について、地域産木材活用促進事業補助金交付要綱第 1 2 条の
規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額
金

円

振込先口座

金融機関名	口座名義人（カタカナ）	口座の種類	口座の番号

参考様式

個人情報の提供に係る承諾書

令和 年 月 日

萩市林政課長 様

郵便番号
住 所
生年月日
ふりがな
氏 名

地域産木材活用促進事業補助金の交付申請を行うに当たり、市税等の滞納がないことを証明する書類を貴職が直接取得されることについて承諾します。

対象となる市税等

固定資産税、市県民税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、集落排水処理設備分担金、保育料、児童クラブ利用者負担金、市営住宅使用料（いずれも過年度分を含む）